

株券等貸借取引に関する基本契約書

新文書	旧文書	備考
(略) 第 3 条 (株券等の貸出及び返還、貸借料の支払) (略) (5) 第 3 項に定める<u>貸借料</u>は次の算式により算出される。 貸借料＝当該計算期間における各計算日の貸借料の合計額（円未満切り上げ）、計算日の貸借料＝時価総額×<u>貸借料率</u>÷365（円未満小数点第 9 位を切り捨て）、時価総額＝貸借数量×貸借対象株券等の計算日における時価 但し、貸借対象株券等の時価は次の区分に応じて算出した価格とする。 ① 上場株券等 計算日の当社が指定する金融商品取引所における最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とする。最終価格又は、最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とする。） ② 上記①以外の株券等 合理的かつ適正な価格又は気配値 (略) 以上	(略) 第 3 条 (株券等の貸出及び返還、貸借料の支払) (略) (5) 第 3 項に定める<u>貸株料</u>は次の算式により算出される。 貸借料＝当該計算期間における各計算日の貸借料の合計額（円未満切り上げ）、計算日の貸借料＝時価総額×<u>貸株料率</u>÷365（円未満小数点第 9 位を切り捨て）、時価総額＝貸借数量×貸借対象株券等の計算日における時価 但し、貸借対象株券等の時価は次の区分に応じて算出した価格とする。 ① 上場株券等 計算日の当社が指定する金融商品取引所における最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とする。最終価格又は、最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とする。） ② 上記①以外の株券等 合理的かつ適正な価格又は気配値 (略) 以上	表記統一のため貸株料を貸借料に変更